

教育・文化・スポーツの振興

第1節 幼児教育・学校教育の充実

- (1) 学校・家庭・地域の連携強化
- (2) 教育・指導体制の充実
- (3) 教職員の資質・指導力向上
- (4) 幼稚園教育の充実
- (5) 学校給食における食育の推進
- (6) 高等教育機関の誘致と連携

第2節 幼児教育・ 学校教育施設の充実

- (1) 義務教育施設の整備
- (2) 幼児教育施設の整備
- (3) 給食施設の整備、運営

第3節 青少年の健全育成

- (1) 青少年センター運営の充実
- (2) 学校・家庭・地域との連携
- (3) 関係団体との連携強化と活動の充実

第4節 生涯学習の充実

- (1) 生涯学習活動の推進
- (2) 学習情報の充実と
ネットワーク化の推進
- (3) 学習施設の充実
- (4) 生涯学習推進体制の充実

第5節 地域文化の振興

- (1) 文化財の保護・
活用と伝統文化の継承
- (2) 自主活動団体の育成支援
- (3) 文化行政の推進

第6節 スポーツ・レクリエーションの振興

- (1) スポーツ・
レクリエーションの推進
- (2) 競技スポーツの振興
- (3) 体育施設の整備・充実



第1節 幼児教育・学校教育の充実

基本計画

現況と課題

国際化や少子高齢化などによる社会情勢の変化が、子どもたちの教育環境に大きな影響を与えています。このようななかで、家庭や地域との連携・協力のもと、自ら学び心豊かでたくましく「生きる力」をもった子どもを育成することが求められています。

本市では、確かな学力を身に付けるため、長期休業の縮減などにより授業時数の確保に努めていますが、今後、教職員の指導の質を向上するための研修を一層充実させる必要があります。

また、学校・家庭・地域の連携を図るため、学校評議員制度*¹や、学校支援センター*²により、開かれた学校づくりや特色ある教育を推進しています。これらの制度の充実を図るとともに、家庭、地域との連携を一層強め、安全で安心な教育環境を確保していく必要があります。

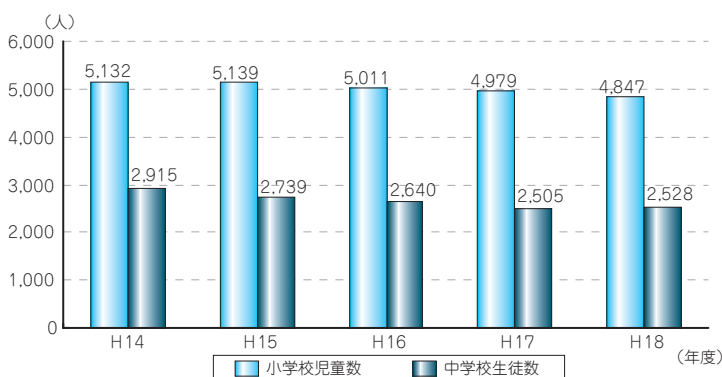
一方、不登校をはじめとした学校に適應できない子どもたちは増加傾向にあることから、教育相談や生徒指導に関わる担当者連絡会を開催するなど、様々な対策を講じています。今後、さらに教育相談に関する専門性を有する教職員の育成や専門相談員の拡充が求められています。

就学前教育の現状を見ると、少子化による園児数の減少や、保護者の就労などによる乳児保育に対するニーズの高まりが見られます。子どもたちの成長にとって最善と思われる保育体制を確立するため、幼保一元化*³など新しい保育のあり方が求められています。

学校給食については、食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、食育の観点を重視するとともに、安全でおいしい給食の提供が求められています。

また、市民の学習需要への対応や地域に必要な人材の育成を図るうえで、高等教育機関の果たす役割は非常に大きいものがあります。今後、こうした社会情勢を的確に把握し、本市にとってふさわしい高等教育機関の誘致を進めるとともに、周辺地域にある高等教育機関と積極的に連携し、地域の活性化に向けた取り組みを推進することが求められています。

小学校児童数と中学校生徒数の推移



資料：学校基本調査



小学校でも外国語指導補助と一緒に英語活動

市民会議の提言



市民が
できること

● 市民教育会議を組織し、市民が主体となり教育について考える機会を作る。



行政が
できること

- 総合学習の時間にお年寄りや知識人が先生役となるなど、外部講師を充実してほしい。
- 子どもたちに芸術・文化などの本物の体験をさせてほしい。

市民意識調査



● 美しい日本語を学ぶ機会・環境の充実

教育・文化・
スポーツの振興

基本方針

子どもたち一人ひとりに豊かな人間性や社会性を育み、確かな学力の向上を図るとともに、国際社会で活躍できる心豊かでたくましい人間の育成に努めます。また、家庭や地域社会との連携を強化し、地域に開かれた信頼される学校経営に取り組み、魅力ある学校づくりを推進します。

施策の展開

(1) 学校・家庭・地域の連携強化

幼児、児童、生徒に確かな学力や豊かな心を身につけさせるため、「生きる力を育てるための学校・家庭・地域・三者連携推進協議会」の組織の中で、地域全体で子どもを育てる体制をつくり、連携強化を図ります。

また、児童、生徒の登下校時の安全を確保するため、警察や地域のボランティアなどの協力を得て、安全な地域環境の確保を図ります。

(2) 教育・指導体制の充実

非常勤講師の効果的な活用や学校図書館機能の充実などにより、児童、生徒一人ひとりに対してきめ細かな指導を行うとともに、学校支援センター機能の充実を図り、開かれた学校づくりに努めます。

また、教職員の教育相談技術の取得を促進し、きめ細かな相談による指導を充実させるとともに、適応指導教室の施設や指導体制の充実を図り、不登校児童生徒の減少に努めます。

(3) 教職員の資質・指導力向上

校内における研修の活性化を図るため、訪問指導などの支援体制を充実します。また、教育研究所において、学校現場と連携をとりながら課題解決のための研修システムの構築を図ります。

(4) 幼稚園教育の充実

保護者や地域のニーズを踏まえた新しい保育・教育環境と体制の確立に向けた検討を行います。

(5) 学校給食における食育の推進

食育の観点から学校給食を見直し、学校給食を通じた食に関する指導や、地産地消などによる食の安全・安心に向けた取り組みを推進します。

(6) 高等教育機関の誘致と連携

大学などの高等教育機関や、職業、実生活に必要な知識や技術を習得できる専修学校の誘致を図るとともに、周辺地域にある高等教育機関との連携についても積極的に推進します。

指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
わかる授業の割合 (保護者の評価)	小学校 90.0% 中学校 80.0%	小学校 90.0%以上 中学校 85.0%以上
学校給食における地産地消割合	51.3%	60.0%

- *1 学校評議員制度：校長が、保護者や地域住民から幅広く意見を聞くための制度で、これにより、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携協力しながら、特色ある教育活動を展開することができます。
- *2 学校支援センター：学校の教育活動を支援する「スクールサポートボランティア」との連絡調整を行う組織です。
- *3 幼保一元化：少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するため、幼稚園と保育所の一元化を図ろうとする政策です。

第2節 幼児教育・学校教育施設の充実

現況と課題

教育施設は、教育を支える基本的施設であるとともに、市民活動の場として利用される身近な公共施設として、また、災害発生時の避難場所ともなる施設として重要な役割を担っています。このような施設の役割を踏まえ、教育環境を整備するとともに、市民の利用目的に即した施設整備を進めていく必要があります。

学校施設では、耐震診断の結果を踏まえ、施設の耐震補強を進めるとともに、老朽化した施設の大規模改造など計画的に整備を進める必要があります。

また、本市の園児、児童、生徒の数は年々減少傾向にあり、一部の幼稚園では、建物の老朽化も進んでいるため、建て替えや統合も視野に入れた施設の適正配置の検討が必要となっています。同様に小・中学校についても、学区と地域コミュニティのエリアとを考慮しながら適正配置を検討する必要があります。

市内には学校給食調理施設が9施設ありますが、施設規模、給食費など、制度面でそれぞれ異なっているため、献立作成や材料の共同購入などの統一化に向けた検討を進めています。

また、本市では、共同調理方式*1と単独調理方式*2の2つの方式を導入していますが、今後、安全性や教育的効果などに配慮した調理方式による適正規模の施設整備について検討していくことが求められています。

教育施設の状況

平成19年5月1日現在

施設		施設数	備考
幼稚園	公立	6	
	私立	3	
小学校		17	内分校1校を含む
中学校		10	
学校給食調理施設	共同調理方式	4	
	単独調理方式	5	

資料：学校基本調査



こもち幼稚園

市民意識調査



- 学校施設を充実してほしい。
- 温かくおいしい給食をとらせたい。

基本方針

心身ともに健康で規律ある子どもたちの育成を目指した教育行政を推進するため、教育環境の計画的な整備を図ります。

施策の展開

(1) 義務教育施設の整備

学校生活における児童、生徒の安全確保と、災害時の地域住民の安全な避難場所を確保するため、国で定めている学校施設耐震化推進指針などに基づき、学校施設の耐震化を計画的に実施します。

また、老朽化した校舎の大規模改造など、各学校施設整備を計画的に推進します。

さらに、少子化の進行による児童・生徒数の減少に対応するため、小・中学校の適正配置について調査、研究を進めます。

(2) 幼児教育施設の整備

建物の老朽化と園児数の減少に対応するため、幼児教育施設の今後のあり方について調査、研究を重ねるとともに、統合を含めた施設整備を検討します。

(3) 給食施設の整備、運営

中核的な役割を担う調理施設と他の調理施設との連携を図り、献立作成や材料の共同購入、給食費徴収、施設管理などの統一化を推進します。

また、安全性や教育的効果などに配慮した調理方式による適正規模の施設整備に努めます。

指標

項目	現状値（平成18年度）	目標値（平成24年度）
小中学校校舎・屋内体育館 耐震補強が必要な棟数	校舎 12棟 屋内体育館 16棟	完了

*1 共同調理方式：複数の学校の給食を1か所の調理場で一括調理し、給食時間までに学校へ配送する方式のことです。

*2 単独調理方式：学校敷地内の給食室でその学校のための給食を調理する方式のことです。

第3節 青少年の健全育成

基本計画

現況と課題

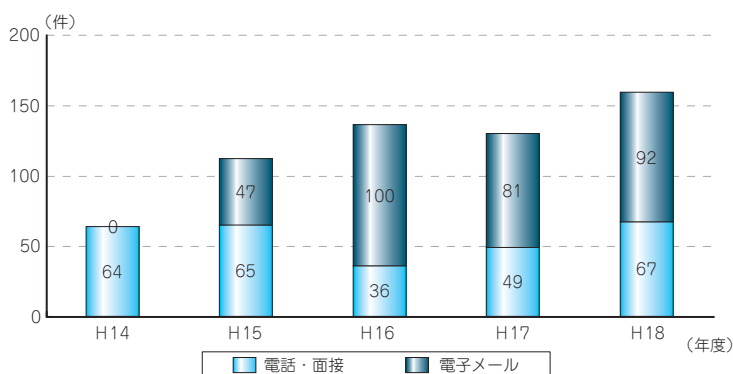
核家族化や地域連帯意識の希薄化の傾向に加え、過激な性表現や暴力的、残虐的な内容がメディアに氾濫しています。このような青少年を取り巻く環境の変化に伴い、青少年の問題行動も刃物などを使った暴力、性非行や薬物の乱用など、多様化するとともに低年齢化の傾向にあります。

本市では、青少年センターを核に、青少年の健全育成と非行・問題行動を未然に防止するため、補導や相談、青少年を取り巻く環境浄化などの様々な活動に取り組んでいます。

今後も、青少年センターの充実と、青少年育成推進員連絡協議会などの青少年健全育成関係団体の育成と充実を図るとともに、学校・家庭・地域と連携し、青少年に関する様々な問題の解決と環境の浄化に向け、一層の努力を重ねていくことが必要です。

青少年センターへの相談件数については、電話、面接による相談は減少傾向にあるなかで、電子メールによる相談が増えています。電子メール相談では直接の対話ができないなど難しい面があるため、相談技術の向上が求められています。また、悩みを抱える青少年に、気軽に相談できる窓口があることをこれまで以上に周知し、心の豊かさや思いやりを持った青少年の育成を図っていく必要があります。

青少年センターへの相談件数



資料：青少年センター



青少年の体験学習として実施されている「レタリング教室」

市民意識調査



- 大人たちから子どもたちへの目配り気配りができるまちにしてほしい。

基本方針

未来を担う青少年を育成するため、青少年センター組織の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携して有害環境の浄化に努め、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組みます。

施策の展開

(1) 青少年センター運営の充実

青少年を取り巻く環境や社会の変化に対応した青少年センター運営の充実を図ります。

(2) 学校・家庭・地域との連携

青少年問題協議会で青少年健全育成施策の連絡調整機能を図るとともに、専門知識を有する青少年指導員を設置し、青少年健全育成の諸活動の充実を図ります。

また、青少年育成推進員を中心に、地域ぐるみの環境浄化活動の推進を図ります。

(3) 関係団体との連携強化と活動の充実

青少年育成推進員活動の充実を図り、青少年の体験学習やボランティア活動などの社会参加活動を積極的に推進します。

また、青少年の抱えている悩みや問題に対する指導や援助を行う電話（面接）相談員会などの組織の活動を推進します。

指標

項目	現状値（平成18年度）	目標値（平成24年度）
青少年の体験学習参加者数	2,221人	2,300人

第4節 生涯学習の充実

基本計画

現況と課題

国際化、高度情報化、少子高齢化社会のなかで、生きがいある充実した生活を送るためには、新たな知識や技術の習得などを目的とした生涯学習活動の重要性がますます高まっており、市民の自主的な活動の促進や、地域活動との連携などによる生涯学習活動の充実に努めるとともに、さらなる啓発や普及活動が求められています。

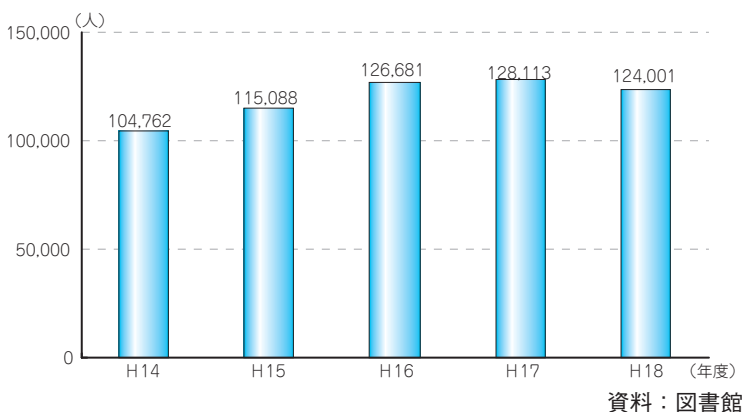
生涯学習の拠点施設である公民館は、中央公民館と11の地区公民館で構成され、情報拠点施設である図書館は、市立図書館と北橋図書館があり、各公民館には、図書室が配置されています。それぞれの施設は、学級や講座などの自主事業を実施しているほか、市民の自主的な活動の場として広く利用されています。

公民館においては、全ての世代に開かれた施設として、施設整備も含め、市民の学習ニーズの多様化に対応していくことが求められています。

また、図書館においては、生涯学習活動の重要性が高まるなかで、利用者も年々増加傾向にあります。今後、どの施設でも市民の求める学習情報を迅速に提供できるよう、図書館ネットワーク*1の基盤整備や、学校図書館との連携を深め、資料の相互利用や、生涯学習情報の提供を共有するなどの検討を進める必要があります。

また、本市では、様々な分野における社会教育関係団体が、全市域や地区ごとにそれぞれの活動を展開しています。今後、これらの団体においては、全市的な一体感の醸成や団体間の活発な情報交換、公平な補助金の交付などの課題を踏まえ、より一体的で総合的な組織へ移行することが求められています。

図書館利用者数の推移



しづかわ出前講座

市民会議の提言



市民が
できること

- 市民が出前講座を積極的に活用していく。
- 生涯学び続け、豊かな人生を送り仲間づくりをする。

市民意識調査



- 気軽に楽しく学べる場や機会の充実
- 文化のシンボルである図書館の充実

基本方針

市民が生涯にわたり主体的に学習や趣味に取り組み、生きがいのある充実した生活が送れるよう、「だれもが、いつでも、どこでも自由になんでも」学べる環境づくりを推進します。

施策の展開

(1) 生涯学習活動の推進

学校・家庭・地域社会と連携、協働し、学習内容の充実を図り、全ての世代のニーズに対応した積極的な活動を推進します。

また、広報紙や公民館だより、市のホームページなどの各種メディアを有効に活用して、学習活動などの啓発・普及を推進します。

(2) 学習情報の充実とネットワーク化の推進

市民の様々な学習ニーズに応えるため、資料の充実化を図り、学習活動への支援を充実します。

また、図書館ネットワーク化や公民館を中心とした社会教育施設の連携強化を推進し、多様化、高度化する市民の学習活動への支援を充実するとともに、学習情報の提供や相談体制の充実を図り、地域格差のない学習機会を提供します。

(3) 学習施設の充実

市民が安全で快適に学習活動が行えるよう、公民館や図書館などの施設の維持管理に努めるとともに、計画的な施設整備を図ります。

(4) 生涯学習推進体制の充実

各地区で活動する社会教育関係団体については、同じ目的を持った団体ごとに組織の統合を促進することにより、全市的な一体感の醸成や団体間の活発な情報交換、公平な補助金の交付を図り、生涯学習推進体制を充実します。

指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
公民館利用者数	256,321人	282,000人
図書館利用者数	124,001人	156,600人
出前講座参加者数	1,300人	1,400人

*1 図書館ネットワーク：図書館・公民館図書室に管理システムを導入することにより、情報資源のネットワーク化を図り、施設間の資料の検索と相互貸借を行うことです。

第5節 地域文化の振興

基本計画

現況と課題

長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた有形・無形の文化遺産は、郷土の歴史、伝統、文化などを理解するために欠くことができないものであると同時に、文化性豊かなまちづくりを進めるための基礎となるものです。

本市には、先人によって培われた数多くの文化財が存在しており、市所有文化財としては初めての国指定である道訓前遺跡の出土品をはじめ、その数は指定文化財・登録文化財、合わせて170件にも及び、埋蔵文化財包蔵地*1は、約600か所にのぼります。また、国指定有形民俗文化財の上三原田歌舞伎舞台をはじめ、本市には有形・無形の民俗文化財が数多く存在しています。

今後も、これらの貴重な文化財の維持管理と積極的な保存活用が求められています。とりわけ、歴史的な遺構として文化的価値の高い国指定の黒井峯遺跡や瀧沢石器時代遺跡などの史跡については、保存活用計画を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。

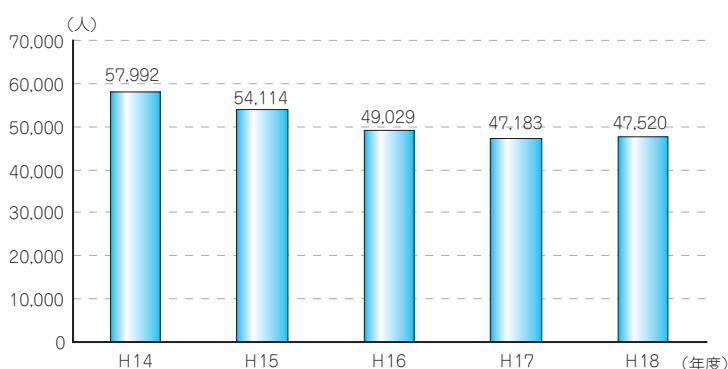
また、埋蔵文化財包蔵地からの出土品の保存と活用を図るため、歴史資料館などの施設の充実が必要となっています。

現在、地域の歴史や文化について研究を行うボランティア団体などが結成され、積極的な活動が行われており、今後、これらの団体と積極的に連携した施策を推進し、地域文化を伝承する指導者の育成を支援することが求められています。

芸術文化面では、これまで、市民一人ひとりが心豊かな質の高い生活を送るため、文化行政懇談会などを通じ、市民からの提言を受けながら、市美術館・桑原巨守*2彫刻美術館や徳富蘆花*3記念文学館などの活動と、市民会館の自主事業などを通じて様々な文化行政施策を推進してきました。

今後とも、これらの施策のさらなる推進により、文化活動の充実を図る必要があります。

文化施設入場者数の推移



資料：赤城歴史資料館、北橋歴史資料館、渋川美術館、徳富蘆花記念文学館、市民会館



上三原田の歌舞伎舞台

市民会議の提言



市民が
できること

- 昔の遊びを子どもたちに継承していく。
- 地域や家庭が子どもたちに文化を伝える。



市民と行政が
協働できること

- 市域の名所・旧跡を巡る散策会を定期的にも実施したい。

市民意識調査



- 歴史や文化の発展に力を入れ、芸術のまちにしてほしい。
- 今後は、ハード整備よりも文化面の充実が必要

教育・文化・
スポーツの振興

基本方針

地域の貴重な文化財の保護と活用を図るとともに、芸術や文化に触れる機会を大切にし、歴史と文化のかおり高いまちづくりを推進します。

施策の展開

(1) 文化財の保護・活用と伝統文化の継承

地域の歴史や文化を総合的に調査研究し、貴重な文化財の保護を図るとともに、発掘された埋蔵文化財の整理や保存、学習資料としての積極的な活用を図るため、歴史資料館などの展示収蔵施設や文化財センターの整備を推進します。また、指定史跡については、それぞれの保存、活用計画を策定し、用地取得や公園整備などを推進します。

さらには、地域で伝承されてきた民俗文化財としての祭事や伝統芸能の保存や継承活動に関する支援を充実します。

(2) 自主活動団体の育成支援

地域のボランティアや文化財愛好グループなどの自主活動団体の育成や支援を行うとともに、これらの団体と連携した事業を推進します。

(3) 文化行政の推進

文化行政懇談会をはじめとした市民からの意見や提言を踏まえ、美術館や文学館などの市有芸術文化施設の活性化や、市民会館など関係する施設や機関とのネットワーク化を推進するとともに、創作活動などに関わる市民や、市にゆかりのある作家、文化人などの協力を得て、心の豊かさを実感できるかおり高い文化の醸成に努めます。

指標

項目	現状値(平成18年度)	目標値(平成24年度)
地域文化活動団体の登録団体数	19団体	25団体
文化施設入場者数	47,520人	58,000人

- *1 埋蔵文化財包蔵地：縄文時代や古墳時代などの住居や、土器などの生活用具が埋蔵されている土地のことです。
- *2 桑原巨守(くわはら ひろもり)：[1927~1993] 沼田市生まれ、東京美術学校卒業。主に二紀展に具象彫刻を発表し、文部大臣賞などを受賞。女子美術大学名誉教授
- *3 徳富蘆花(とくとみ ろか)：[1868~1927]熊本県生まれ、小説家。徳富蘇峰の弟。著書に、小説「不如帰」、随筆小品集「自然と人生」など。31歳で初めて伊香保を訪れて以来、夫人とともに度々足を運びました。晩年、病を押して伊香保に転地し、昭和2年秋、この地で亡くなりました。

第6節 スポーツ・レクリエーションの振興

基本計画

現況と課題

生活水準の向上や余暇時間の増大など、市民を取り巻く生活環境の変化に伴い、スポーツ・レクリエーション活動への市民の関心は年々高まっています。国では、「スポーツ振興基本計画」のなかで、平成22年度までに各市町村に少なくとも1つの総合型地域スポーツクラブ*1を育成し、生涯スポーツ社会の実現を目指しています。

これらを踏まえて、本市では、スポーツ活動の普及を進めていますが、スポーツ教室などの参加者に固定化の傾向が見られ、「一市民一スポーツ」を実現するためには、新たな参加者の掘り起こしや、健康スポーツの観点からの普及啓発活動が求められています。

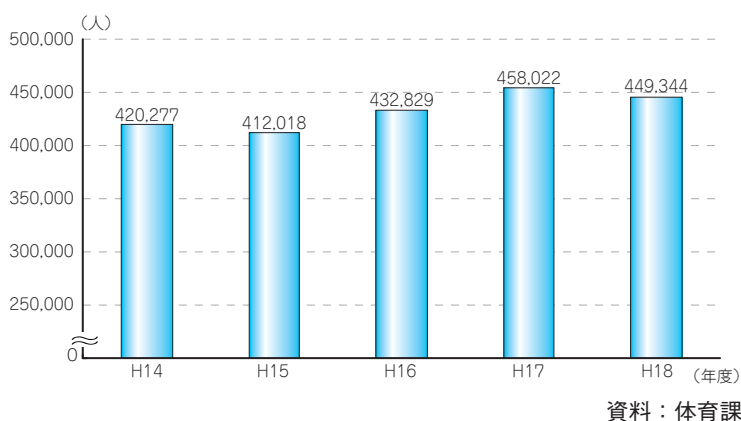
また、「スポーツ振興基本計画」には、国際競技力の総合的な向上についても主要な課題として挙げられています。そのため、市民スポーツ祭をはじめとした各種スポーツ大会の開催や、指導者の育成による競技力の向上を進め、競技スポーツ人口の拡大と合わせた振興を図る必要があります。

これらの施策の推進には、市民が安全で安心して利用できる施設の充実を図ることが求められています。

市内には、社会体育施設が26施設ありますが、施設の利用申請方法や施設使用料の統一がなされていないのが現状です。今後、施設の利便性の向上を図るための予約申請システムの導入や、施設使用料の適正化について検討を進める必要があります。

また、既存の施設を有効的に活用するため、新たな施設の整備にあたっては、利用目的が類似した施設の実態を把握するなど、既存施設のあり方を十分に踏まえた計画を推進する必要があります。

社会体育施設利用者数の推移



毎日の小さな努力で健康増進「スポレクフェスティバル」

市民会議の提言



市民ができること

- スポーツを通じて地域の人々の交流や地域以外の人々と交流する。



行政ができること

- 体育施設の共通利用パスを作ってほしい。

市民意識調査



- 青少年の犯罪を減らすためにも、スポーツができる場を確保し、体と心と技を磨く機会の提供

教育・文化・スポーツの振興

基本方針

「一市民一スポーツ」を目標に「いつでも、どこでも、だれでも」が、生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、生涯スポーツ施策の充実と、競技スポーツの振興を図ります。

施策の展開

(1) スポーツ・レクリエーションの推進

市民の生きがいづくりや健康の保持増進を図るため、「一市民一スポーツ」を目標に、子どもから高齢者までのすべての市民がスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、活動の普及に努めます。

また、地域住民であれば、だれもが希望する種目を自由に選択し、指導者のもとにスポーツ活動ができる総合型地域スポーツクラブの活動支援に努めます。

(2) 競技スポーツの振興

体育協会との連携により、指導者の育成はもとより、競技団体、競技者の育成や競技人口の拡大に努めるとともに、市民スポーツ祭をはじめとした各種スポーツ大会を開催し、競技力の向上を図り、市民が県民体育大会や国民体育大会に参加できるよう、競技スポーツの強化に対して支援します。

(3) 体育施設の整備・充実

施設の利便性を向上させるため、予約申請システムの導入や施設使用料の適正化を検討します。

また、市民が楽しく安心してスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、老朽化した施設の改修や整備を計画的に推進します。

指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
人口に占める週平均のスポーツ施設利用率	14.5%	35.0%

*1 総合型地域スポーツクラブ：中学校区程度の地域内で、多種目、多世代、多様な技術や技能を持った人が、一定の規約のもと、会員として入会し、会費でクラブ運営を行う自発的・自治的な団体のことです。